



パ ブ リ
K R P B L

旭川市大町2条10丁目173番地の82KRビル

| 建設連合 | TEL : 0166-52-2845 FAX : 0166-53-7162

| 協同組合 | TEL : 0166-59-2201 FAX : 0166-59-2205

No.23

2026.9



目次

- ページ 1 最低賃金改定について
 ページ 2 労働保険事務組合からのお知らせ
 ページ 3 国保組合からのお知らせ
 ページ 4 一人親方組合／その他のお知らせ

令和8年全国最低賃金一覧 【令和8年9月1日現在：(※)のついている地域は答申待ち】

北海道	¥1,131	石川	¥1,113	岡山	¥1,104
青森	¥1,090	福井	¥1,112	広島	¥1,141
岩手	¥1,090	山梨	¥1,113	山口	¥1,101
宮城	¥1,098	長野	¥1,117	徳島	¥1,103
秋田	¥1,090	岐阜	¥1,121	香川	¥1,092
山形	¥1,092	静岡	¥1,154	愛媛	¥1,093
福島	¥1,094	愛知	¥1,195	高知	¥1,086
茨城	¥1,136	三重	¥1,143	福岡	¥1,114
栃木	¥1,125	滋賀	¥1,136	佐賀(※)	¥1,086
群馬	¥1,120	京都	¥1,180	長崎	¥1,087
埼玉	¥1,196	大阪	¥1,231	熊本	¥1,092
千葉	¥1,195	兵庫	¥1,172	大分	¥1,096
東京	¥1,280	奈良	¥1,107	宮崎	¥1,085
神奈川	¥1,279	和歌山	¥1,101	鹿児島	¥1,090
新潟	¥1,108	鳥取	¥1,090	沖縄(※)	¥1,079
富山	¥1,119	島根	¥1,092		

今年度の最低賃金改定に向け、各地で目安や答申が出揃い始めています。
 北海道は昨年より56円の引き上げとなりました。
 パートやアルバイトを含むすべての従業員が対象となりますので給与が最賃割れしていないか、事業主のみなさまはご自身の地域の最新情報を必ずご確認ください！

最低賃金が変わります！

北海道は
10月1日
 から適用！



労働保険事務組合からのお知らせ

労働保険料の納入をお忘れなく！

第2期労働保険料の納期は
10月30日（金）までです。
口座引落の方は**11月2日（月）に引落**になります。
引落日までに口座残高の確認をお願い致します。

納期に遅れますと延滞金がかかる場合がございますので、必ず期限までに納入ください。保険料は全額国へ納めるため、振込される場合の振込手数料はお客様の負担でお願い致します。

パート・有期労働者の雇用ルールが変更

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されました。（令和8年10月1日施行）

①雇入れ時の労働条件明示事項の追加
新たにパートや有期社員を雇い入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります。施行日以降に交付する雇用契約書・労働条件通知書のフォーマット改訂が必要です。

②各種手当・賞与の不合理な格差見直し
同一労働同一賃金ガイドラインが厳格化され、各種手当の支給基準がより明確になりました。
家族手当、住宅手当
無事故手当、夏季・冬季休暇、褒賞など
支給目的に応じた適切な支給が求められます。

「正社員だけに支給している手当」の支給目的を再確認し不合理な差がないか点検が必要です。



③待遇差の説明体制と周知の強化

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員とパート・有期雇用労働者との間で待遇差がある場合、事業主は、求めがあれば待遇差の内容や理由を説明しなければなりません。

今回の改正で、説明を求められた際の対応ルールが強化され、口頭だけでなく、分かりやすい資料の交付や閲覧などの配慮が求められます。

制度の詳しい点検方法や契約書の改訂についてご不明な点がございましたら、お気軽に担当までご相談ください。

「カスハラ防止」が法律で義務化

近年、社会問題となっているカスハラ（ハラスメント（過度な迷惑行為））の対策として、令和8年10月1日より全国の企業・事業者に対して対策が義務化されることとなりました。

▼企業に義務付けられる「5つの対策」
事業主は以下の措置を必ず講じなければなりません。

◎事業主の方針等の明確化及びその周知
カスハラに対する会社の対応方針を明確にし、社内外へ周知します。

◎相談体制の整備
従業員が一人で抱え込まず、安心して報告相談できる窓口や体制を整えます。

◎事後の迅速かつ適切な対応
トラブル発生時は速やかに事実確認を行い、従業員の安全確保やケアを徹底します。

◎カスハラ抑止のための実効性ある措置
マニュアル作成や研修を行い、警察・弁護士等とも連携した実効性ある抑止体制を整えます。

◎そのほか合わせて講ずべき措置
相談者のプライバシーを守り、相談を理由とする不利益な取り扱いを禁止します。

よくある質問 Q & A

従業員から「有給休暇を全部消化して退職したいと言われました。会社は拒否できますか？」

原則として拒否できません。有給休暇は労働者の権利であり、退職日までの期間を指定して取得する申し出に対し会社は「時季変更権」を行使して別の日に振り替えることができます。

業務引き継ぎなどでやむを得ない事情がある場合は、退職日の延期や早めに退職日・引継ぎのスケジュールについて話し合うことが大切です。

パートから正社員や正社員からパートになった場合、有給休暇の日数はどう数えますか？

勤続年数は雇用形態が変わってもリセットされず、最初の雇入れ日から通算します。
一方、実際に付与する有給休暇の日数は、付与基準日（6か月後、1年6か月後）時点でのような雇用契約（週所定労働日数など）になっているかで決まります。

つまり、パートから正社員に変わればその後の基準日からは正社員の所定労働日数に同じ日数が付与され、逆に正社員からパートに変われば、その後の基準日からはパートの所定労働日数に同じ日数になります。



年度途中に雇用形態が変わっても、次の基準日までは付与日数は変わらず、残日数は引き継がれます。

メールマガジン登録者募集中！

労働保険に関するお知らせや各種助成金の案内などをいち早く皆様にお伝えするため、メールでの情報発信をしております！この機会にぜひご登録ください！ご登録は下記QRコードから！

☞ 建設連合登録用QRコード

☞ 協同組合登録用QRコード



従業員の
勤労意欲の向上に！



そんな社長さんの思いを、
国の退職金制度「中退共」がサポートします！

●掛金を一部助成 ●全額非課税 ●カンタン管理

—— 家族従業員の加入もOK！ ——

事業主と生計を一にする同居の親族のみを
雇用する事業所の従業員も加入できます！

～詳しくは当組合までお気軽にお問い合わせください～

国保組合からのお知らせ

特定健診受診券を 9月から発行します

年に1度、特定健診でご自身の健康状態をチェックしましょう！
特定健診は、糖尿病や高血圧症、動脈硬化などの生活習慣病の発症や、重症化を招くメタボリックシンドロームに着目して行う健康診査です。

対象者： 40歳から74歳までの被保険者

健診内容： 問診・身体測定・血圧測定
血液検査・尿検査

費用： 無料

申込方法： 建設連合国民健康保険組合まで
お申し込みください。

受診券有効期限： 令和9年3月31日まで

【受診券の使用法】

- ① 健診機関を探す
- ② 健診機関へ予約する
- ③ 健診を受ける

【当日の持ち物】

- ＊受診券
- ＊マイナ保険証または資格確認書

※今年度すでに健診を受診された方は使用できません。
※有効期限内であっても資格を喪失した場合は使用できません。



健康保険料納入証明書を 発行します

令和8年分の健康保険料納入証明書の発行は11月中旬頃から開始します。
12月分の健康保険料を納入された方から順次発行いたします。

未就学児世帯支援補助費と産前産後期間の保険料の還付を受けた方は、納入証明書の金額から還付額を差し引いた金額で確定申告を行う必要がありますので、ご注意ください。

なお、納入証明書は確定申告に必要な大切な書類です。
紛失しないよう大切に保管してください。

健康診断開催の お知らせ

令和8年11月29日(日)
レディース健診・集団健診を開催します

【会場】

はらだ内科内視鏡健診クリニック

レディース健診 ↓ 8時～9時

家族同時健診 ↓ 9時～10時

集団健診 ↓ 10時～11時

【検査費用】

無料 建設国保にご加入の組合員様とご家族

【対象者】

16歳以上の建設国保加入者で、今年度まだ健康診断を受診していない方

【締切日】

令和8年11月13日(金)

ご希望の方はインフルエンザ予防接種を同時に受けることができます。
当日接種料をお支払いいただきますが、補助金制度をご利用いただくことで全額実費補助となります。補助金の申請は当日会場で行えます。

今回のレディース健診・集団健診は令和9年2月14日(日)を予定しています。今年度最後の開催となりますので、この機会にぜひご受診ください。
詳細案内文は9月末頃に発送予定です。

8月から 高額療養費制度が変更

高額療養費制度とは、1ヶ月に支払った医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が払い戻される制度です。

自己負担限度額は、年齢や所得区分に応じて定められています。

【主な変更点】

① 自己負担限度額が変更

※ただし、多数回該当過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の自己負担額は変更ありません。



② 新たに年間の自己負担額が新設
毎月の自己負担限度額を合計、年間(8月から翌年7月まで)の自己負担限度額を超えた場合は、超えた分が払い戻されます。
高額療養費の見直しは令和8年8月と令和9年8月の、2段階で実施されます。
令和9年8月以降の見直し内容については、厚生労働省HPをご参照ください。



厚生労働省 高額療養費制度

『レクリエーションを 開催しました！』

開催しました！

」

8月30日(日)、北広島市のエスコンフィールドで開催された野球観戦レクリエーションに行っていました。今回も大変多くのご応募をいただき、当選された組合員様とそのご家族の皆さまと一緒に、胸を躍らせながら現地へと向かいました。
当日の対戦カードは、北海道日本ハムファイターズVS千葉ロッテマリーンズ。球場到着後は自由行動となり、美味しいグルメを味わったりイベントを満喫したりと、皆さま思い思いの時間を楽しまれました。
しかし試合が始まると、座席が相手チームのビジター応援席のすぐ隣ということもあり、地鳴りのような大応援に圧倒される場面も。試合も中盤までに3点のリードを許す苦しい展開が続きました。
そんな空気を吹き飛ばしたのが5回の攻撃です！反撃のソロホームランに続き、一気に追いつく同点2ランホームラン！スタンドが一気に歓喜に包まれます。勢いそのまま7回に鮮やかな逆転打が飛び出し、最後は5対4で見事ファイターズが勝利を掴み取りました。

当日は皆さまが常に早め早めの行動を心掛けてくださったおかげで、行事も非常にスムーズに進みました。何事もなく笑顔で無事に帰ってこれたこと、本当にありがとうございました。
これからも「来てよかった！」「また行きたい！」と心から思っていただけのようなレクリエーションを企画してまいります。来年もたくさんのご応募をお待ちしております！



ウォーキングラリーを 開催します！

開催期間
10月1日(木)～10月31日(土)

申込期間
9月1日(火)～9月30日(水)
※申込期間を過ぎると参加できませんのでご注意ください。

申込方法
PepUp内『ウォーキングラリー参加ページ』からお申込みください。
※参加にはPepUpへのご登録が必要となります。

獲得ポイント
1日平均3,000歩(計93,000歩以上) → 150ポイント
1日平均6,000歩(計186,000歩以上) → 300ポイント
貯めたポイントは電子マネーや好きな商品と交換できます！
※ポイントの付与は12月中旬頃を予定しています。



一人親方組合からのお知らせ

一人親方労災保険料 第3期納期

一人親方労災保険料・第3期の納入が間もなく始まります。

【窓口・振込にてお支払いの方】
令和8年10月16日（金）まで

【自動引き落としの方】
ゆうちょ・信金
令和8年11月10日（火）

その他銀行
令和8年11月12日（木）

お忘れのないよう期日のご確認をお願いいたします。

ご家族に 伝えていただけますか？

労災保険の特別加入をされた場合はご家族・ご親族にも加入していることをお伝えください。特に、以下の項目について日頃から共有をお願いいたします。

- ▼加入している団体名
- ▼緊急時の連絡先
- ▼労災請求の相談先

万が一請け負う工事の作業中の怪我や、現場へ向かう途中に事故にあった場合、ご家族からの労災請求手続きのご相談も受け付けております。

また、一人親方などの「特別加入者」が労災により亡くなった場合、ご家族が労災保険の給付を受けられる場合があります。

もしもの時のご家族のために、今すぐできる一言の共有を！



墜落・転落災害 防止のポイント

5月発行のKRパブリで、墜落制止用器具についてのポイントを掲載しました。

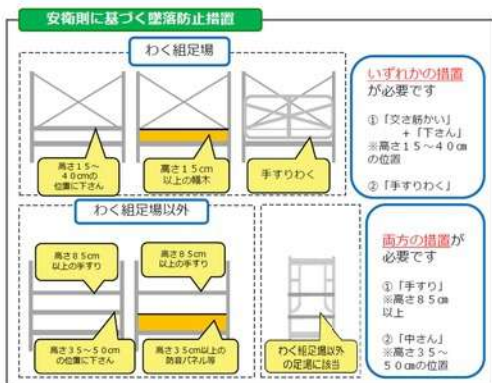
今回のテーマは
適切な墜落防止措置を講じた足場の使用についてです。
再度確認し、墜落・転落災害をなくしましょう。

《足場からの墜落防止措置のポイント》
① 安衛則に基づく墜落防止措置を講じること

② 手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合には、墜落制止用器具の使用を徹底するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を実施すること。

③ 臨時に外した手すり等は、作業終了後、速やかに復旧すること。
④ 日々の作業開始前や悪天候等及び足場の組立・変更等後の点検を確実に実施し、異常があれば直ちに補修すること。また、点検記録を残すこと。

⑤ 新規入場者教育や朝礼等で、安衛則に基づく措置の必要性、不安全行動等による問題点について、労働者の理解を深めること。
⑥ 作業床の整理整頓に努めること。



その他のお知らせ

知っていますか？ 保険料調整制度

令和8年10月1日より、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用拡大に伴い、新たに加入対象となる短時間労働者（パート・アルバイト等）の保険料負担を軽減する「保険料調整制度」の導入が始まります。「保険料調整制度」の新規加入時に生じる一時的な手取り収入の減少（いわゆる年収の壁に伴う負担）を緩和し、短時間労働者の円滑な加入と就業調整の防止を図ることを目的としています。

● 具体的にどのような制度？

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せず働けるよう、制度の利用から通算3年間、対象となる従業員の社会保険料を軽減します。

制度の対象となる従業員が負担する 社会保険料のイメージ

	令和8年10月	令和9年10月	令和10年10月	令和11年10月
	制度利用開始			制度利用終了
事業所（協会けんぽ加入） 令和8年10月1日から 任意特定適用事業所該当	保険料調整制度利用期間（3年間）			
	1年目	2年目	3年目	
被保険者A （令和8年10月1日加入）	6,250円/月	9,375円/月	12,500円/月	
被保険者B （令和9年10月1日加入）		6,250円/月	9,375円/月	12,500円/月

被保険者Aは令和8年10月から3年間、被保険者Bは令和9年10月から2年間で保険料の軽減が終了します
※ 保険料額はイメージであり、実際の額とは異なります

事業主には軽減分を一時的に負担していただきますが、一定期間経過後にお支払いいただく保険料からその分を全額控除するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。

● どのような事業所が対象？

令和8年10月1日以降対象となることのできる事業所・令和9年10月1日以降順次対象となる事業所

● どのような従業員が対象？

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 月収が13万円未満
- ③ 学生ではない

● この制度を使うにはどのような手続きが必要？

事業所が保険料調整制度の対象となった日から2年以内に開始申出をする必要があります。

提出物 保険料調整開始申出書

提出方法・提出先

事務センターへ郵送
管轄の年金事務所へ郵送
窓口持参

保険料調整制度は、従業員にとって手取り急減の不安なく充実した保障を受けられると同時に、事業主にとっても最終的なコスト負担なしで大切な人材の定着を図れる仕組みです。労使双方にメリットのあるこの制度を活用し、より働きやすい環境づくりを進めていきましょう。

制度の詳しい概要については厚生労働省の社会保険適用拡大特設サイトをご確認ください。
なお、制度の利用をご検討中やご関心のある事業所様は、お気軽に担当までご連絡ください！

